

新築住宅(フラット35・財形住宅融資)の検査手数料のご案内

平成23年3月1日適用

●通常の物件検査の場合

赤字は、改定後のものを示しています。(金額は消費税込みです。)

財団法人住宅金融普及協会

設計検査手数料			現場検査・適合証明基本手数料 (1戸建て等の手数料は現場検査2回(中間、竣工)分を表示)			
一戸建て等の(※限る。4号建築物)	確認検査を当協会に申請	優良住宅以外	10,500円	確認検査を当協会に申請	優良住宅以外	12,600円
		優良住宅	12,600円		優良住宅	25,200円
	性能評価を当協会に申請	優良住宅以外	(*1)	性能評価を当協会に申請	優良住宅以外	10,500円(*3)
		優良住宅	(*2)		優良住宅	10,500円(*3)
確認検査又は性能評価を当協会以外に申請	優良住宅以外	12,600円	確認検査及び性能評価を当協会以外に申請	優良住宅以外	50,400円	
	優良住宅	15,750円		優良住宅	63,000円	
共同	確認検査を当協会に申請	優良住宅以外	126,000円/棟 (105,000円/棟)	確認検査を当協会に申請	優良住宅以外	10,500円/戸
		優良住宅	168,000円/棟 (147,000円/棟)		優良住宅以外 (F35登録マンション)	84,000円/棟 (50戸以上:105,000円/棟)
	性能評価を当協会に申請	優良住宅以外	(*1)	性能評価を当協会に申請	優良住宅	12,600円/戸
		優良住宅	(*2)		優良住宅 (F35登録マンション)	105,000円/棟 (50戸以上:126,000円/棟)
て	確認検査又は性能評価を当協会以外に申請	優良住宅以外	147,000円/棟 [126,000円/棟]	確認検査及び性能評価を当協会以外に申請	優良住宅以外	8,400円/戸
		優良住宅	199,500円/棟 [178,500円/棟]		優良住宅以外 (F35登録マンション)	63,000円/棟 (50戸以上:84,000円/棟)
		優良住宅以外			初回	10,500円(基本)+15,750円/戸
					2回目以降	15,750円/戸
	優良住宅			初回	10,500円(基本)+17,850円/戸	
				2回目以降	17,850円/戸	
		優良住宅 (F35登録マンション)			189,000円/棟	

- (注)
- 本表に記載の優良住宅とは、住宅金融支援機構が定める優良住宅支援制度のフラット35S基準(省エネルギー性、耐震性(免震を含む。))バリアフリー性又は耐久性・可変性の基準)に適合する住宅をいいます。
  - 共同建て設計検査欄の[ ]内の手数料は、当協会にマンション情報登録した住宅で事前登録証があるもの又はマンションみらいネット登録(マンション管理センターが実施)した住宅で維持管理基準適合確認書があるものに適用します。
  - (\*1)は、次の要件を満たす設計住宅性能評価書取得住宅は設計検査が省略できます。  
①1戸建て等の住宅の場合は、省エネルギー対策等級2以上、劣化対策等級原則2(又は3)及び維持管理対策等級(専用配管)原則3  
②共同建ての住宅の場合は、省エネルギー対策等級2以上及び維持管理対策等級(共用配管)原則2(又は3)
  - (\*2)は、次の要件を満たす設計住宅性能評価書取得住宅は設計検査が省略できます。  
上記3の要件を満たしている住宅で、優良住宅に該当することが当該評価書で確認できるもの(平成19年3月31日以前に設計住宅性能評価申請を行った住宅の場合はご相談ください。)
  - (\*3)は、次の要件を満たす建設住宅性能評価書取得住宅は中間検査が省略できます。  
①優良住宅以外の場合は、上記3の要件を満たす住宅  
②優良住宅の場合は、上記3及び4の要件を満たす住宅
  - 遠隔地加算手数料(当協会が確認検査又は性能評価を受けたものは適用されません。)
- | 地域 |  | 手数料  |
|----|--|--|
| a  | 茨城県(取手市、守谷市、つくばみらい市、つくば市、牛久市及び土浦市を除く。)、栃木県、群馬県、山梨県、静岡県 | 31,500円  |
| b  | 東京都の大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村            | 実費=(交通費、宿泊費)+(付帯経費)<br>付帯経費=(事務所からの往復移動時間-2時間)×9,450円/時間・人 |
- 再発行手数料は5,250円/件とします。
  - 一戸建て住宅について、確認検査、性能評価検査又は瑕疵保険検査を当協会を利用している場合で、当該検査を実施し以降において、フラット35の「竣工現場検査・適合証明申請」を行うときは、現場検査手数料12,600円が加算されます。
  - 「F35登録マンション」とは、独立行政法人住宅金融支援機構に登録したマンションです。(同機構のHPをご参照ください。)
  - 左表の「※」印は、平成23年4月1日から適用する。

●特例型の物件検査の場合(一定条件のものに限ります。)

竣工済新築住宅 (一戸建て等(※4号建築物以外のものに限る。))及び共同建て)	確認検査を当協会に申請	優良住宅以外	42,000円/戸 (設計検査:31,500円/棟 適合証明:10,500円/戸) (2回目以降:21,000円/戸)
		優良住宅	49,800円/戸 (設計検査:37,200円/棟 適合証明:12,600円/戸) (2回目以降25,200円/戸)
	上記以外	優良住宅以外	52,950円/戸 (設計検査:37,200円/棟 適合証明:15,750円/戸) (2回目以降31,500円/戸)
		優良住宅	59,850円/戸 (設計検査:42,000円/棟 適合証明:17,850円/戸) (2回目以降35,000円/戸)

★ ご不明な点、個別のことがらにつきましては、お気軽にお問い合わせください。

★ 【特徴】

- マンション審査(旧住宅金融公庫:現住宅金融支援機構の工事審査)等に30年の実績
- 専門セクションによるスピード処理によりご希望日に適合証明書発行(4営業日)
- 金利優遇の優良住宅制度の活用、フラット35登録マンション(無料)による広告販売その他関連制度を含めたご相談への対応

★ 財団法人住宅金融普及協会 住宅審査本部適合証明課 tel03-3260-7350

中古住宅(フラット35・財形住宅融資)適合証明手数料

平成23年3月1日から適用  
金額は消費税込みです。

共通	1 次の各表に定めのないことにつきましては、お問い合わせください。
	2 栃木県、群馬県等の遠隔地の場合は、別表に掲げる遠隔地の手数料が加算されます。
	3 現場調査において、フラット35基準(Sを含む。)を満たしていない場合で、修正工事後、再検査を希望する場合は、再検査手数料15,750円が必要です。
	4 現場検査員が、現地へ到着した場合(現地へ移動中の場合を含む。)において、申請者の都合により現場検査を中止したときは、15,750円の実費が必要です。
	5 (表1)及び(表2)において、当協会既存性能評価とは、建設住宅性能評価(既存住宅)と適合証明を同時期に申請するものをいいます。
	6 建築確認日がS56.5.31以前(表示登記の原因及びその日付の場合はS58.3.31以前)の物件は、耐震評価費21,000円が加算されます。

(表1)共同建て

(円/戸)

区分	一般(右記以外)		マンション情報登録物件(★1)		
	一般(右記以外)	当協会既存性能評価	一般(右記以外)	当協会既存性能評価	
(1) フラット35(★2)	一般申請	42,000円	10,500円	26,250円	10,500円
	過去検査結果活用申請(★3)	15,750円	—	15,750円	—
(2) 財形住宅融資 リ・ユースプラスマンション (リ・ユースマンション)	一般申請	42,000円	10,500円	26,250円	10,500円
	過去検査結果活用申請(★3)	(26,250円)	(10,500円)	(10,500円)	(10,500円)

(注) ①(★1)は、旧公庫マンション情報登録制度により当協会に登録された物件をいいます。  
 ②(★2)には、優良住宅取得支援制度のフラット35S(通常タイプ(\*1))及びフラット35S(中古タイプ(\*2))並びに20年金利引下げタイプによるものを含まず。  
 (\*1)は、住宅性能評価基準による省エネルギー性、耐震性(耐震又は免震)、バリアフリー性又は耐久性・可変性  
 (\*2)は、開口部断熱、外壁等断熱、段差解消又は手すり設置  
 ③(★3)は、同一棟内において、他住戸が取得した当協会発行の適合証明書(H21.1.5以降申請に係るもの)の情報を活用して、適合証明書の発行を希望する  
 方式です。(住棟等に増築等がされていないことが前提になります。)  
 ④上表の一般申請において、フラット35S(通常タイプ)及び20年金利引下げタイプの適合証明を希望するもので、申請住戸の建設住宅性能評価書等の書類により  
 基準適合の確認ができないバリアフリー性及び耐久性・可変性(更新対策のみ現場で確認が必要なものに限る。)については、現場調査費21,000円が  
 加算されます。  
 ⑤現場において基準適合の確認が必要な、フラット35S(中古タイプ:開口部断熱、段差解消及び手すり設置)並びに上記④に記載のあるバリアフリー性及び  
 耐久性・可変性(更新対策のみ現場で確認が必要なものに限る。)については、上表の過去検査結果活用申請は利用できません。

(表2)一戸建て等

(円/戸)

区分	一般(右記以外)	当協会既存性能評価
(1) フラット35(★)	42,000円	21,000円
(2) 財形住宅融資 リ・ユースプラス住宅 (リ・ユース住宅)	42,000円 (31,500円)	31,500円 (10,500円)

(注) ①(★)には、優良住宅支援制度のフラット35S(性能評価タイプ(\*1))及びフラット35S(中古タイプ(\*2))によるものを含まず。  
 ②木造住宅等については、耐久性基準に係る表示が提出された設計図書に記載されていない場合は、耐久性調査費21,000円が加算されます。  
 ③フラット35S(通常タイプ)及び20年金利引下げタイプの適合証明を希望するもので、建設住宅性能評価書等の書類により基準適合の確認ができないバリアフリー性  
 については、現地調査費21,000円が加算されます。

(表3)住棟単位の登録用適合証明(マンション管理組合による「中古マンションらくらくフラット35」登録用)の手数料

区分	基本手数料		加算額	
	一般(右記以外)	マンション情報登録物件(★)	3,150円	×
(1) 個別登録コース (築年数は問わない)	42,000円/棟	31,500円/棟	3,150円	×(n-1)
(2) 20年登録コース (新築時の建設住宅性能評価書取得物件)	26,250円/棟	15,750円/棟		n:申請戸数

(注) ①本制度の概要  
 ・住宅金融支援機構が定めた本制度は、申請者が住棟単位で同機構に登録するための証明書(登録用証明書のため金融機関提出用には利用不可。)を取得  
 した後に、マンション管理組合が住宅金融支援機構に登録するものです。  
 ・登録されたマンションは、同機構のHPIに「中古マンションらくらくフラット35」として掲載され、以後、フラット35(中古住宅)を利用する場合に適合証明手続きが省略されます。  
 ・本制度では、フラット35Sの登録は、中古タイプSのうち外壁等断熱、段差解消及び手すり設置に限られます。  
 ・中古タイプS登録申請には、当該基準を満たすことが確認できる新築時適合証明書、建設住宅性能評価書又は旧公庫住宅現場検査合格書等の提出が必要です。  
 ・その他ご不明な点につきましては、お問い合わせください。  
 ②個別登録コースで、同一棟内において、他住戸が取得済みの適合証明書(平成21年1月5以降の申請に係る適合証明書)の情報を活用して登録証の発行を希  
 望する場合は、15,750円が割引されます。  
 ③(★)は、旧公庫マンション情報登録制度により当協会に登録された物件をいいます。

●コンバージョン型等のマンションの適合証明手数料  
別途定めます。

別表(遠隔地加算)

茨城県(取手市、守谷市、つくばみらい市、つくば市、牛久市及び土浦市を除く。)、栃木県、群馬県、山梨県、静岡県	31,500円
東京都:大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村及び小笠原村	(※)
(※)[実費]=[交通費]+[宿泊費]+[付帯経費]((事務所からの往復移動時間-2時間)×9,450円/時間・人)	